

## 再試験に係る事務の処理要領について（例規）

〔最終改正 平成29. 3. 10 例規交企第11号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

この度、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第 100条の 2 及び第 100条の 3 の規定による再試験に係る事務を適正かつ円滑に処理するため、みだしのことについて下記のように定め、平成 3 年 9 月 2 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 再試験の通知等

運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）は、法第 100条の 2 第 4 項の規定による再試験の通知を行うに当たっては、基準該当初心運転者の初心運転者講習に係る事項、免許の効力の有無等について必要な調査を行うものとする。

なお、再試験の通知を行った後、基準該当初心運転者が法第 100条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当することが判明したときは、当該基準該当初心運転者に対し、当該再試験の通知を取り消す旨の通知を行うものとする。

#### 2 試験移送通知書の送付及び受理

試験課長は、法第 100条の 3 第 1 項の規定による試験移送通知書の送付及び同条第 2 項の規定による試験移送通知書の受理について、他の都道府県公安委員会（以下「他府県公安委員会」という。）と連絡を密にするものとする。

#### 3 再試験受験申込書の受理等

##### (1) 再試験受験申込書の受理

試験課長は、再試験の通知を受けた者から法第 100条の 2 第 5 項に規定する再試験受験申込書（以下「申込書」という。）の提出があったときは、運転免許証（以下「免許証」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第28条の 3 に規定する再試験通知書、京都府収入証紙（以下「収入証紙」という。）のはり付け及び消印等について所要の審査を行った上、これを受理するものとする。この場合において、再試験の通知を受けた者で法第 100条の 2 第 5 項の政令で定めるやむを得ない理由があるものについては、原則として、その理由を証明する書類を申込書に添付させるものとする。

##### (2) 収入証紙の実績報告

試験課長は、月ごとに再試験手数料に係る収入証紙の実績を取りまとめ、京都府証紙規則（昭和39年京都府規則第 6 号）の定めるところにより、処理するものとする。

#### 4 学科再試験及び技能再試験の実施

施行規則第28条の 2 に規定する学科再試験及び技能再試験は、一般受験者と混同しない措置を講じた上、別に定めるところにより実施するものとする。

#### 5 再試験結果に対する措置

試験課長は、学科再試験及び技能再試験を実施した場合は、速やかに、合否の決定、取消処分等の通知、取消しに係る免許証の返納の受理、合否に係る登録票の作成等の措置を採るものとする。

#### 6 再試験に係る意見の聴取の実施

##### (1) 再試験に係る意見の聴取の実施

法第 104条の 2 の 2 第 6 項に規定する意見の聴取は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の

聴取規則」という。)に定めるところより行うものとする。

(2) 再試験に係る意見の聴取の通知

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条第1項及び意見の聴取規則第7条の規定による再試験に係る意見の聴取の通知は、再試験の通知をした日の翌日から起算して1月を超えることとなる日以降に、点数制度による行政処分等の事務処理要領について(平成4.8.21:4京免許第408号、4京試験第214号)の例規通達(以下「行政処分例規」という。)第12の(4)に規定する意見の聴取通知書により速やかに行うものとする。

(3) 意見の聴取規則第12条の規定による意見の聴取に関する事項の記載は、行政処分例規第12条の(8)に規定する意見の聴取調書により行うものとする。

(4) 意見の聴取による取消し

試験課長は、法第104条の2の2第2項の規定により再試験に係る免許の取消しがあった場合は、速やかに、取消処分の通知、取消しに係る免許証の返納の受理、取消しに係る登録票の作成等の措置をとるものとする。

(5) 再試験不受験者に係る処分移送

試験課長は、法第104条の2の2第3項の規定による処分の移送及び同条第7項の規定による処分をした旨の通知について、他府県公安委員会と連絡を密にするものとする。

7 警察署長の取消処分の執行

警察署長は、再試験に係る免許の取消処分を受けた者に対する処分の執行について、試験課長から通知を受けたときは、速やかに、取消処分の執行をするものとする。

8 再試験に係る免許の取消しに伴う併記免許の措置

(1) 免許証の作成及び交付

試験課長は、再試験に係る免許を取り消された者が他の種類の免許を受けている場合において、免許証の返納があったときは、返納に係る免許証(以下「旧免許証」という。)の当該取消しに係る免許を抹消し、当該他の種類の免許の免許年月日を記載した免許証を旧免許証と同一の有効期限として新たに作成した上、交付するものとする。

(2) 即日交付ができない場合の措置

前記8の(1)により難しい場合は、旧免許証の備考欄に取り消した免許の種類等を記載するとともに、旧免許証に穴をあけるなど外見上明白な措置を施してこれを交付し、新たな免許証の作成を行ったときに旧免許証と引換えに新たな免許証を交付するものとする。

9 再試験に係る登録の実施

試験課長は、再試験に係る登録を行うときは、警察庁が定める警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細則によるものとする。

10 再試験に係る通報に対する措置

所属長は、交通取締現場等で免許照会を行った場合において、再試験に係る運転免許の取消処分が執行されていない者である旨又は初心運転者講習若しくは再試験を受けていない者である旨の通報があったときは、速やかに、試験課長に通報するものとする。

11 その他

この通達の実施に関する細部事項は、別に定める。